

審 査 基 準

平成12年4月1日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第8条第2項(第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者(委任先) : 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第4条第2項(営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続き)、第12条(許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)
問 合 せ 先 : 申請先の警察署の生活安全課(係)
備 考 :